

エチオピア駐在員労働許可の 所管による類似点、相違点

(2021年12月)

日本貿易振興機構(ジェトロ)

アディスアベバ事務所

ビジネス展開支援課

本報告書の利用についての注意・免責事項

本報告書は、日本貿易振興機構（ジェトロ） アデイスアベバ事務所が現地法律事務所 Mesfin Tafesse & Associates に作成委託し、2021年10月に入手した情報に基づくものであり、その後の法律改正などによって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは作成委託先の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではありません。また、本報告書はあくまでも参考情報の提供を目的としており、法的助言を構成するものではなく、法的助言として依拠すべきものではありません。本報告書にてご提供する情報に基づいて行為をされる場合には、必ず個別の事案に沿った具体的な法的助言を別途お求めください。

ジェトロおよび Mesfin Tafesse & Associates は、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロおよび Mesfin Tafesse & Associates が係る損害の可能性を知らされていても同様とします。

本報告書に係る問い合わせ先：

日本貿易振興機構（ジェトロ）
ビジネス展開・人材支援部 ビジネス展開支援課
E-mail：BDA@jetro.go.jp

ジェトロ・アデイスアベバ事務所
E-mail：EAD@jetro.go.jp

JETRO

目次

はじめに.....	1
1. 参照法令.....	1
2. EIC 令 2021 年 772 号のポイント.....	1
3. EIC 令と労働社会問題省令の比較.....	3
4. その他の解説.....	7

エチオピア駐在員労働許可の所管による類似点、相違点

はじめに

駐在員や外国人専門家としてエチオピア国内で働く外国人の労働許可書は、従来、労働社会問題省（MoLSA）の所管であった。これに対して、エチオピア投資委員会（EIC）が投資家の一元窓口として2021年に新たなEIC令を施行し、労働許可証の発行権限を持つようになった。外国人としてエチオピアで就労するにあたり、必要となる労働許可証について、異なる二つの窓口が政府機関にできたことになるため、労総社会問題省とエチオピア投資委員会のどちらに誰が労働許可証を申し込むべきかなどの疑問がわきあがった。そこで、関連法令を参照して、それぞれの適用範囲や類似点、相違点などを整理した。

1. 参照法令

- A. EIC 令 2021 年 772 号（EIC Directive No.772 / 2021）、投資に従事する外国人の労働許可証の発行と外国人による知識・技術移転の実施を規定する命令
- B. 労働社会問題省令 2018 年 23 号（MoLSA Directive No.23 / 2018）
- C. 投資法 2020 年 1180 号（Investment Proclamation No.1180 / 2020）
- D. 投資規則 2020 年 474 号（Investment Regulation No.474 / 2020）

2. EIC 令 2021 年 772 号のポイント

- 2.1. EIC は、新たな投資法、投資規則の施行に対応した新指令を施行した。この指令は投資家むけの一元窓口サービスの実施を通して国内のビジネス環境の改革を推進し、外国投資によるエチオピア人への知識・技術移転を推進する目的で制定された。
- 2.2. 労働社会問題省令の下では、外国人の雇用は、同程度の資格経験を持つエチオピア人が雇用できない場合にのみ認められていた。他方、新たな投資法および投資規則では、経営幹部の職位に駐在員を雇用することを容易にする改正がされており、これを実現するのが今回の EIC 令 2021 年 772 号である。
- 2.3. 今回の EIC 令が施行されるまでは、外国人への労働許可の発行は唯一、労働社会問題省令によってのみ規制されていた。この省令は、エチオピア国内で働くすべての駐在員を適用対象としたものであった。

- 2.4. 今回の EIC 令は EIC が管理する投資案件に関する駐在員の雇用を規定している。これに該当するのは、「100%外国資本の投資」、「国内投資と外国投資の共同プロジェクト」、「国内投資家として扱われる外国籍の投資」、「国内投資の内、優遇措置対象となる事業に該当する投資」である。これら以外の投資案件については、労働社会問題省令が引き続き適用される。例えば、企業の事務所設置形態が「駐在員事務所」である場合、所管は EIC ではなく、貿易地域統合省の所管となるため、従来どおり、労働社会問題省令が適用される。
- 2.5. このほか、例外的に「都市開発建設省令 2020 年 29 号」にも外国人雇用に関する規定があり、この法令では、建設分野で雇用する駐在員の労働許可取得に必要な推薦状の発行についての規定がみられる。

3. EIC 令と労働社会問題省令の比較

労働許可に関して、EIC 令と労働社会省令を以下のとおり比較する。

No.	比較項目	労働社会問題省令	EIC 令
1	適用範囲	エチオピア国内で働くすべての駐在員（外国人）	EIC 所管の外国投資で雇用する駐在員および、就業が認められた難民
2	適用除外	ディアスポラ（エチオピア）、外交官、アフリカ連合、国連、世銀など国際金融機関の従業員	航空輸送事業、発電・送配電事業、通信サービスに従事する投資事業体が雇用する駐在員
3	経営幹部の雇用	外国人の雇用は、同様の資格または経験を有するエチオピア人を雇用できないことが確認された場合にのみ認められる。	企業は経営幹部や有期契約の非管理職に外国人駐在員を雇用する際、事前にエチオピア人の雇用可能性について調査する義務はない。
4	経営幹部の定義	経営幹部の個別具体的な規定はない。	経営幹部を定義は、投資段階に応じた規定がある。 （プロジェクト立上げ段階） プロジェクトマネージャーとサブマネージャーが自動的に経営幹部とみなされる。 （プロジェクト実施段階） 経営幹部には、CEO、副 CEO、COO、副 COO、CFO、営業マネージャーおよび必要に応じて取締役会会長が含まれる。
5	申請手続き	労働許可の申請は、駐在員がエチオピアに入国後 90 日以内に行う必要がある。	労働許可の申請は、駐在員がエチオピアに入国後 30 日以内に行う必要がある。

6	労働許可申請の書類要件	<p>新規申請時の提出書類</p> <p>1) 記入済みの申請書</p> <p>2) 駐在員の学歴と実務経験を示す認証済み書類（公証人による公証と出身国のエチオピア大使館による認証が必要）</p> <p>3) 雇用主からの申請書</p> <p>4) 駐在員の職務履歴書</p> <p>5) 駐在員のパスポートサイズの写真4枚</p> <p>6) 有効期限内のビジネスビザ</p>	労働社会省令と同様の要件
7	更新手続き	労働許可証の期限は最大3年、毎年更新が必要。	非管理職および有期雇用の駐在員の労働許可証は1年のみ有効で、更新は3年まで。ただし、最低4,000万米ドルの資本投資または、1,500人以上の従業員を雇用する場合はこの限りではない。
8	知識・技術の移転	企業は、駐在員に代わるエチオピア人育成のための研修実施が必要。	雇用主は、定められた期間内に駐在員をエチオピア人に置き換えるためのOJTを実施する。労働許可の更新の際には企業がエチオピア人へのOJTを適切に実施したことが証明された場合にのみ承認される。
9	有効期間	特定の業務に対する労働許可は最大3年間で、有効性を維持するためには毎年の更新が必要。ただし、労働社会問題省が必要と判断した場合には、例外的に延長が可能。	非管理職および有期雇用の駐在員に発行される労働許可は1年間のみ有効。7.に記載されている理由を除き、原則として3年を超えて更新できない。

10	雇用主の義務	<p>労働法 2019 年 1156 号の規定に加えて、雇用主には以下の義務がある。</p> <p>1) 駐在員が職場から姿を消した場合、2 日以内に労働社会問題省に書面で報告する。</p> <p>2) 労働監査員が出頭要請を行った際には、駐在員はこれに応じる。</p> <p>3) 雇用主が当該被雇用外国人を必要としなくなった場合。または、契約終了時には、雇用主は 5 営業日以内に労働社会問題省宛に報告し、労働許可の返還を行う。</p> <p>4) 駐在員が勤務地を変更した場合、雇用主は変更から 5 営業日以内に新しい住所を労働社会問題省に報告する。</p> <p>5) 駐在員がエチオピアの法律に違反していることが判明した場合は、直ちに労働社会問題省に報告、労働許可の取り消しを申請する。</p> <p>6) 雇用主は、駐在員の居住地を登録し、しかるべき機関に登録居住地の開示を求められた際には提示する。</p>	<p>左記の労働法および労働社会問題省令の規定に加えて、雇用主には以下の義務がある。</p> <p>1) 駐在員の職務配置は認められた業務と職位に限られる。</p> <p>2) いかなる業務においても、労働許可の発行がない駐在員は配置できない。</p> <p>3) 違法な仕事やモラルの欠如した活動に駐在員を配置できない。</p> <p>4) 駐在員から業務を引き継ぐエチオピア人材に対する知識・技術の移転を促進し、具体的に行う。</p>
----	--------	--	---

11	駐在員の義務	<p>駐在員には以下の義務がある。</p> <p>1) 駐在員は労働許可証で指定された雇用主のためだけに働ける。業務は労働許可証に記載されている特定業務のみ。</p> <p>2) 駐在員は労働許可を所持していない限り、いかなる労働にも従事できない。</p> <p>3) 不法行為、モラルの欠如した活動を控える。</p> <p>4) 駐在員は雇用主から労働社会省に出頭するように要求された時は、いかなる状況でも出頭する。</p>	<p>左記の労働社会問題省令の規定に加えて、EIC 令に以下の規定がある。</p> <p>1) 労働許可証で認められた職場に出勤する。</p> <p>2) 事前に決めた手順に沿って知識と技術をエチオピア人に移転する。</p> <p>3) EIC の報告要求に応えること。</p> <p>4) 不法行為、モラルの欠如した活動を控えること。</p>
12	手数料	<p>企業は労働許可証について、以下の手数料を支払う。</p> <p>1) 新規発行 2,000 ブル</p> <p>2) 更新 1,500 ブル</p> <p>3) 記載の変更 1,200 ブル</p>	左記の労働社会問題省令と同様
13	労働許可証の取り消し	<p>それぞれ以下の場合が対象。</p> <p>1) 労働社会問題省が、特定の業務に駐在員を不要と判断した場合</p> <p>2) 3年の期限が超過し、労働社会問題省が延長の必要がないと判断した場合</p> <p>3) 駐在員が労働許可を得ていないほかの仕事に従事していることが判明した場合</p> <p>4) 駐在員が従事する業務が完了、または所属組織が閉鎖され</p>	<p>それぞれ以下の場合が対象。</p> <p>1) 更新の意思がない場合</p> <p>2) 労働許可証の期限満了</p> <p>3) 雇用主または EIC により、駐在員が当該業務に必要でないを確認された場合</p> <p>4) 駐在員が別の雇用主のために働いていることが判明した場合</p> <p>5) 駐在員が行った業務の完了時または、業務が不要になった時、企業が解散した時</p> <p>6) 3カ月以上労働許可証を更新し</p>

	<p>た場合</p> <p>5) 労働許可証の更新が期限内に行われない場合</p> <p>6) 駐在員が滞在することが国にとって脅威であることが判明した場合</p> <p>7) 駐在員が離職した場合</p> <p>8) 労働社会問題省が定めた義務を駐在員が履行しなかった場合</p>	<p>なかった場合</p> <p>7) 安全保障上の理由から当該駐在員の継続的居住が関係政府機関によって困難と判断された場合</p> <p>8) 駐在員が離職した場合</p> <p>9) 誤った情報に基づいて労働許可証が発行された場合</p> <p>10) 雇用者および従業員が本規程(EIC 令)に規定された義務を遵守しなかった場合</p>
--	---	---

4. その他の解説

ジェトロのウェブ媒体「ビジネス短信」([2021年10月8日記事](#))も参照されたい。